

静岡県告示第501号の3

指定都市内における地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成17年静岡県告示第1149号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月30日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前	改正後
第2 定義 (1) (略) (2) この要綱において「工場等」とは、指定都市の長が特に立地を推進する施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア (略) イ 産業分類の小分類に掲げる<u>分類番号391のソフトウェア業の用に供する施設若しくは分類番号711の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設</u>（以下これらを「研究所」という。） ウ・エ (略) (3) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の新設又は増設をいう。 ア 次のいずれかに該当すること。 (7) (略) (4) 企業等が、その子会社（<u>会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号</u>に規定する子会社をいう。以下同じ。）又はその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）と共同して工場等の建物の新築又は機械設備の購入及び業務の開始をすること。 イ～オ (略)	第2 定義 (1) (略) (2) この要綱において「工場等」とは、指定都市の長が特に立地を推進する施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア (略) イ 産業分類の小分類に掲げる分類番号711の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分野に係る開発若しくは研究を行う施設（以下これらを「研究所」という。） ウ・エ (略) (3) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の新設又は増設をいう。 ア 次のいずれかに該当すること。 (7) (略) (4) 企業等が、<u>その親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）</u>、その子会社（<u>同法第2条第3号</u>に規定する子会社をいう。以下同じ。）又はその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）と共同して工場等の建物の新築又は機械設備の購入及び業務の開始をすること。 イ～オ (略)

カ 当該事業に係る事業所の特定企業等（当該企業等並びにその子会社及びその関連会社をいう。以下同じ。）の従業員の数（県内に住所を有する従業員（パートタイマーを除く。）にあつては100分の100の換算率により換算した数とし、県内に住所を有する従業員（パートタイマーに限る。）にあつては100分の50の換算率により換算した数とする。以下同じ。）が、業務を開始する時に10人以上であること（研究所を除く。）。 キ 既に県内に事業所がある特定企業等については、次のいずれかに該当すること。 (7)・(i) (略) ク～サ (略) (4) この要綱において「研究員」とは、当該研究所において専ら開発又は研究の業務に従事する者で、次のいずれかに該当するものをいう。 ア～オ (略)	カ 当該事業に係る事業所の特定企業等（当該企業等並びに<u>その親会社</u>、その子会社及びその関連会社をいう。以下同じ。）の従業員の数（県内に住所を有する従業員（パートタイマーを除く。）にあつては100分の100の換算率により換算した数とし、県内に住所を有する従業員（パートタイマーに限る。）にあつては100分の50の換算率により換算した数とする。以下同じ。）が、業務を開始する時に10人以上であること（研究所を除く。）。 キ 既に県内に事業所がある特定企業等については、次のいずれかに該当すること。<u>ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。</u> (7)・(i) (略) ク～サ (略) (4) この要綱において「研究員」とは、当該研究所において専ら開発又は研究の業務に従事する者で、次のいずれかに該当するものをいう。 ア～オ (略) <u>カ アからオまでに掲げる者に相当するものとして知事が特に認めるもの</u>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、令和8年1月1日から施行する。
- 改正後の指定都市内における地域産業立地事業費補助金交付要綱の規定は、令和8年1月1日以降に用地を取得（賃貸借等を含む。以下同じ。）し、又は事業に着手した工場等の新設及び増設について適用し、同日前に用地を取得し、又は事業に着手した工場等の新設及び増設については、なお従前の例による。